

豊橋市公園地域ねこ活動団体登録制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の公園の環境美化に資することを目的として、公園内に住み着いている特定の飼い主がいない猫を飼養管理する活動を行う団体（以下「公園地域ねこ活動団体」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園地域ねこ 特定の飼い主がなく公園に住み着いている猫のうち、ボランティアにより、不妊去勢手術、餌やり等が実施され、適切に管理されているもの
- (2) 公園地域ねこ活動 愛知県の定める「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」（平成27年8月健康福祉部保健医療局生活衛生課発行、以下「愛知県のマニュアル」という。）に基づき、特定の飼い主がなく公園に住み着いている猫を公園内において適切に管理し、共生しながら、一代限りの命を全うさせてその数を減らすことで、公園の環境美化を図ることを目的とする活動
- (3) 公園地域ねこ活動団体 活動を行う公園周辺に居住する市民を含む別世帯の3人以上の構成員からなる公園地域ねこ活動を目的とする団体であって、活動する公園の周辺自治会等の了承を得て活動を行うもの

(活動場所)

第3条 公園地域ねこ活動を行う場所は、本市が所管する都市公園とする。

2 公園地域ねこ活動は、一の公園につき、一の公園地域ねこ活動団体が行うものとする。

(公園地域ねこ活動団体の登録)

第4条 公園地域ねこ活動団体として登録を受けようとする団体は、豊橋市公園地域ねこ活動団体登録申請書（様式1）に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について、豊橋市公園地域ねこ活動団体登録承認通知書（様式2）又は豊橋市公園地域ねこ活動団体登録不承認通知書（様式3）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 登録団体は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、豊橋市公園地域ねこ活動団体登録事項変更届出書（様式4）に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 代表者の氏名又は住所

- (2) 団体名
- (3) 活動対象の公園又は給餌場所
- (4) 構成員

2 前項第3号又は第4号に掲げる事項を変更する場合は、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第3号に係る変更 変更後の活動対象の公園の場所がわかる地図
(給餌場所を変更する場合は、給餌場所の位置を図示したもの。)
- (2) 前項第4号に係る変更 変更後の団体構成員名簿(別紙1)

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認の上、登録事項を変更し、豊橋市公園地域ねこ活動団体登録事項変更通知書(様式5)により、その旨を当該登録団体に通知するものとする。

(活動報告)

第6条 登録団体は、当該年度の活動実績について、豊橋市公園地域ねこ活動団体活動報告書(様式6)に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

(公園地域ねこ活動登録団体の廃止)

第7条 登録団体が、活動を終了するときは、豊橋市公園地域ねこ活動団体登録廃止届出書(様式7)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(公園地域ねこ活動団体登録の取消し)

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該登録を取り消し、豊橋市公園地域ねこ活動団体登録取消通知書(様式8)により、その旨を登録団体に通知するものとする。

- (1) 登録団体の活動が、第2条第2号に定める公園地域ねこ活動に該当しなくなったとき。
- (2) 登録団体の登録事項の内容が実態と著しく異なっていたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(留意事項)

第9条 前条の規定による登録の承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、次の各号に留意して活動しなければならない。

- (1) 愛知県のマニュアルに基づいて、猫を命あるものとして捉え、活動に取り組むとともに、責任をもって、その適正管理を継続的に実施すること。
- (2) 猫を含め動物を好ましく思わない人の立場を尊重するとともに、公園利用の妨げにならないよう注意し、活動について、他の公園利用者や地域住民の理解が得られるように努めること。
- (3) 活動中は、当該公園の登録団体であることを証明する「公園地域ねこ活動登録

証」（様式 9）を携帯すること。

- （４） 登録団体が活動を終了するとき、又は登録を取り消されたときは、「公園地域ねこ活動登録証」（様式 9）を市に返還すること。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。